

## 奥の細道むすびの地記念館 令和3年度 年間入館券を販売



同記念館の令和3年度年間入館券を3月1日から販売します。価格は1,000円で、有効期限は令和4年3月31日です。詳しくは、同記念館（☎84-8430）へ。



### 環境影響評価書の縦覧

岐阜羽島衛生施設組合は、岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町の2市2町のごみ処理を共同で行う広域的な施設の整備を計画しています。

このたび、事業について環境影響評価を行い、その結果をまとめた評価書を作成しましたので公表します。

\*縦覧期間／3月10日～4月8日の平日 午前8時30分～午後5時15分

\*縦覧場所／大垣市環境衛生課など ※羽島市HPから閲覧可

\*問合せ／羽島市都市計画課（☎058-392-1111）へ

### 高齢者雇用安定法の改正 ～70歳までの就業機会確保～

働く意欲のある高齢者が能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備するために「高齢者雇用安定法」の一部が改正され、令和3年4月1日に施行されます。

詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。ハローワーク大垣（☎73-8609 自動音声案内32#を選択、平日の午前9時～午後4時）へ。

5122）へ。

### 中小企業退職金共済制度のご利用を

独立行政法人・勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度は、中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。

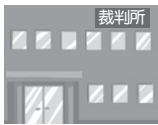
掛金の一部助成や税法上の優遇など有利な特典があり、退職金の管理も簡単です。

詳しくは、同機構中小企業退職金共済事業本部（☎03-6907-1234）へ。

### 裁判所からのお知らせ

裁判所は、国民の皆さんに新しくできた制度や裁判手続きを知っていただくために、随時テーマを決めて裁判所HPでお知らせしています。

3月のテーマは、「簡易裁判所で民事トラブル解決～4つの手続～」です。



詳しくは、岐阜地方裁判所事務局総務課（☎058-262-

## 知恵を生かした作品ずらり 地球にやさしい生活展



地球にやさしい生活展が、2月14日にスイトピアホールで開催されました。

このイベントは、大垣市女性連合会が環境にやさしい社会の実現を目指して、これまでに制作してきた作品の展示を通して、その活動を広く知ってもらうために開催されているものです。

会場には、生活の知恵を生かしたクラフト作品や古着をリフォームした衣装、華やかな陣羽織などが展示され、訪れた人たちは一つひとつの作品に見入っていました。



### 東日本大震災 黙とうにご協力ください

3月11日(木)は、東日本大震災が発生してから10年を迎えます。

本市では当日、震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表するため、地震発生時刻の午後2時46分から1分間の黙とうを捧げます。

防災行政無線屋外スピーカーなどから



お知らせしますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。

### 林業退職金共済制度

林業に従事し、林業退職金共済制度に加入していた人で、退職金をまだ受け取っていない人は、ご相談ください。

詳しくは、勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部（☎03-6731-2889）へ。

### 協会けんぽ 保険料率 変更

全国健康保険協会（協会けんぽ）岐阜支部の健康保険料率・介護保険料率が下表のとおり変更になります。

詳しくは、全国健康保険協会HP、または同協会岐阜支部（☎058-255-5155）へ。

	2月分(3月納付分)まで	3月分(4月納付分)から
健康保険料率	9.92%	9.83%
介護保険料率	1.79%	1.80%

### シリーズ 第3回

## あなたのひと声が安心につながる

～ 障がいについて知ることからはじめましょう～

街中でヘルプマークを身につけている人を見かけたことはありませんか。ヘルプマークは障がいがある人や難病の人、妊娠初期の人などが身につけることで、支援を必要としていることを周囲に知らせることができるマークです。ヘルプマークを身につけている人が困っているときは、積極的な声かけやサポートをお願いします。

今回はシリーズ第3回として、「肢体に障がいがある人」に対する配慮が必要な場面や、サポート方法についてお伝えします。

詳しくは、障がい福祉課（☎47-7298）へ。



### 肢体に障がいがある人

肢体不自由には、手や指を使うことが難しい上肢不自由、ひざや足を使うことが難しい下肢不自由、体の姿勢を保持することが難しい体幹不自由など、さまざまな身体状況があります。

移動や文字の記入が困難であったり、自分の意思とは関係なく身体が動いてしまう不随意運動を伴う人の中には、話すことが困難で自分の意思を伝えるににくい人もいます。

＜声かけが必要な場面＞手動ドアの開閉時、階段や段差の昇降時、災害時、急な上り坂や下り坂がある場合など

＜サポート方法＞

- 声をかけるときは斜め前から声をかけ、車いすを利用されている人には、かがむなどして視線を合わせる
- 手助けをするときは、必ず本人の意思を確認する
- 聞き取りにくいときは分かったふりをせず、一語一語確認する